

19 生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

○生活保護法の改正にあたっては、要保護者に過度な心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう配慮すること。

※生活保護の申請に必要な書類について、法律及び法律の委任による厚生労働省令を定めるにあたっては、申請時に必要書類の提出が必須であると思われないような配慮が必要。

※扶養義務については、個人主義や核家族化の進展等の中で、国民の扶養に対する意識も時代と共に変化しており、各家庭でも様々な事情（DV、児童虐待等）があることを踏まえると、強制力を持って一律に取り扱うことのないよう配慮が必要。

○消費税率の引き上げに際しては、生活保護基準についても影響を十分考慮の上、適切に反映させること。

※生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、毎年見直しの必要性及びその内容について検討されており、消費税と連動しているわけではないが、平成元年（消費税3%）、平成9年（消費税5%）は、その他の年と比べ、改定率は高くなっている。

※「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応」（平成25年10月1日閣議決定）において、「簡素な給付措置」は「生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない」とされている。

○セーフティネット支援対策等事業費補助金の今年度の内示額が大幅に削減され、その後、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用により対応することとされたところであるが、当該基金についても既存の事業の実施に支障が生じないよう必要な追加予算の確保や積み増し等を行うこと。

※当初、平成25年度の国庫内示においては、各自治体からの協議額に対して大幅に予算額が不足したとの理由で、優先度の高い事業以外は協議額の約7割しか内示がされなかった。

（内示額）（単位：千円）

区分	協議額	内示額	差額
鳥取県	115,309	81,907	▲33,402
市町村	198,154	140,351	▲57,803
計	313,463	222,258	▲91,205

※このため、中国・四国九県民生主管部長会議として、当該補助金の財源確保について、国に要望活動を実施。（10月10日、11日に香川県健康福祉部長が代表し、厚生労働省を訪問）

※その後の厚生労働省での検討の結果、今年度は、緊急的な対応として「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の執行残を活用するよう通知があった。

○原油・灯油価格の高騰が続いているため、冬期になると家計に与える影響も一層大きくなると見込まれるため、灯油購入費等助成など生活困窮者に対して必要な措置を講ずること。

※原油価格が急騰した平成19年度に国の緊急対策（特別交付税措置）が打ち出され、本県でも生活困窮者へ灯油購入費を助成する市町村に対して補助を行った経緯がある。

（事業の内容）

実施主体	市町村（生活困窮世帯に対して灯油購入費等の助成を行う市町村）
対象経費	灯油購入費等に必要な金品又は現物等の支給に要した経費
対象者	生活保護受給世帯（H19.11末現在：3,677世帯）
補助率	2/3
1世帯上限額	平成19年度：4,426円（灯油価格上昇による影響額） 平成20年度：3,844円（）

20 障害者権利条約の批准及び手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

- 障害者の権利に関する条約を速やかに批准し、障がいの有無にかかわりなく安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて取り組むこと。

※既に137カ国が批准している「障害者の権利に関する条約」について、我が国は平成19年に署名したものの未だ批准していない。

※日本政府において「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた環境整備を進めていると認識しているが、障害者基本法の一部改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)への改正、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)の成立により、条約批准に向けた環境は整いつつあるものと考えている。更なる障がい者施策推進を行うとともに、速やかに条約に批准することが必要である。

- 手話言語法(仮称)を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられている。

【障害者基本法】第3条第3号

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

※ただ、この記述だけでは音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

※障害者の権利に関する条約においても手話は明確に言語として位置付けられ、フィンランドの憲法をはじめとして、ヨーロッパ等では手話を言語として位置付ける法律が制定されており、これは21世紀における世界的な潮流となっている。

【障害者の権利に関する条約】第2条 定義

この条約の適用上、(略)「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。(略)

※鳥取県においては平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定し、石狩市でも同様の条例制定に向けた取組が進んでおり、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

21 社会福祉施設等施設整備費の財源措置について

《提案・要望の内容》

- 地域における障がい児・者の生活支援の充実を図るための施設整備に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。

※鳥取県においては、障がい児・者の地域での生活の受け皿が不足している状況にあり、グループホーム・ケアホーム等の整備を優先的に行っているところであるが、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助配分額が不足しているため、生活介護、短期入所、就労系事業所等の整備や老朽化した施設の修繕・改修等に取り組めない状況にある。

※平成24年度をもって障害者自立支援基盤整備事業（障害者自立支援特別対策臨時特例基金特別対策事業）が廃止となり、当該事業により実施していた賃貸借物件の改修、増築等の整備区分が新たに社会福祉施設等施設整備事業の整備区分に追加されたが、それに応じて国庫配分額が増加していない。

※平成25年度内示額は、要望額の85%程度の配分となった。

平成26年度は、既に平成25年度内示額の約3.7倍もの要望がある。

事業内容	H25内示状況			H26要望 予定額
	要望額	内示額	不足額	
社会福祉施設等施設整備費補助金	86,862千円 (賃貸借物件を含まない)	74,210千円	△12,652千円	272,732千円 (賃貸借物件を含む)

22 持続可能な介護保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

- 要支援者に対するサービス給付について、市町村事業である「地域支援事業」への移行が予定されているが、県や市町村の負担増とならないよう、これまで要支援者に対し行ってきた国負担相当額を今後も確保すること。
- 高齢化の進展に伴う要介護者の増加により保険料負担はますます増える見込みだが、住民が負担できる額も限界に近づいている。介護保険制度が安定的に継続できるよう、低所得者対策とともに、保険者が主体的にサービス配置を行える仕組みを整えること。
- 〔※事業所の配置やサービスの種類に偏りがあり、デイサービス事業所数が全国平均を大きく上回る一方、中山間地に訪問看護が普及しない等の問題がある。介護保険制度を維持可能なものとしていくためには、保険者が住民の介護保険料負担との均衡を踏まえつつ、主体的に地域のサービスの量と種類をコントロールすることにより、効率的なサービス提供が行える仕組みを整える必要がある。〕

<参考：本県の状況>

1. 介護度別要介護(要支援)認定者数(H24年度) ※2号被保険者(65歳未満の者)を含む
単位:人

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3,818	4,800	5,004	5,543	4,381	4,383	4,257	32,186

8,618人 ※構成比26.8%

2. 要支援者に対する介護予防サービス給付費と県・市町村の負担(H24年度)

単位:億円

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
8.1	19.8	49.7	81.6	93.8	111.6	118.8	483.4

27.9億円 ⇒ 国負担(25%) 7.0億円
県・市町村負担(各12.5%) 各3.5億円

3. 本県の介護保険料基本月額の推移



4. 要介護者(要支援者)認定者数の将来見込み

単位:人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2012年	3,590	4,402	4,821	5,306	4,254	4,372	4,287	31,032
2015年	3,973	4,941	5,488	6,104	4,979	5,191	5,062	35,737
2020年	4,204	5,320	5,925	6,690	5,548	5,858	5,694	39,240
2025年	4,403	5,591	6,242	7,115	5,922	6,300	6,111	41,684
2030年	4,666	5,895	6,644	7,511	6,264	6,650	6,438	44,069

※1号被保険者のみの数値

※社会保障人口問題研究所の推計による五歳階級別推計人口に、当該年齢帯の要介護(要支援)認定者割合を乗じることにより算定

23 子ども・子育てに関する支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

<地方財源の確保>

- 今般決定された消費税率の引き上げ分を確実に社会保障財源に充てるとともに、子ども・子育て支援新制度の実施に必要となる総額を確実に確保すること。
- 少子化による将来の国家的危機に備え、地方が地域の実情に応じて独自に取り組む様々な少子化対策について、国が地方の取組をしっかりと後押しするための「少子化危機突破基金」を、今こそ創設すること。
- 安心こども基金について、新制度が本格実施されるまでの間、事業の適用期限を延長するとともに、保育所整備及び認定こども園に係る事業者への助成に対する確実な財源措置を行うこと。
 - 〔※安心こども基金を財源とする保育所整備及び認定こども園の整備事業・事業費の助成制度は、平成25年度までの措置であり、平成26年度以降は明確にされていない。新制度の施行に向けて保育所整備等を積極的に推進するため、公費負担の継続が必要である。〕

<保育士の待遇改善等>

- 新制度の実施に向けて公定価格が議論されているが、保育士の給与水準は他の職種と比べて低くなっている。保育士の確保及び質の向上を図るため、抜本的な待遇改善が図られるよう必要な措置を講じること。
- 保育所保育士の配置基準を実態に即して確実に改善すること。特に、2歳児（6：1）から3歳児（20：1）になった途端急に手薄になり、現場の負担感が大きいことから、すみやかに改善すること。
 - 〔※保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加しており、現在の国の保育士配置基準は実態に合っていない。また、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより市町村財政が悪化し、保育現場の非正規職員を増やすざるを得ない状況であり、保育士の待遇改善、配置基準の見直しが必要。〕
 - 〔※鳥取県では1歳児担当保育士の単県加配を実施。本年度から3歳児も同様の加配を実施。〕

<放課後児童クラブの充実支援>

- 新制度で放課後児童クラブの対象児童が拡大することにより必要となる指導員を確保できるよう、放課後児童クラブの国庫補助基準額を引き上げること。
- クラブの大規模化に伴う分割等に際し、現行制度に加え、賃借等を含めた新たな開設場所の確保に対する補助制度の創設を図ること。
 - 〔※指導員の確保については、時間給が安価又は短時間勤務であること、また、子育て中の指導員の場合、開設時間が家を開けにくい時間帯であること等から、指導員の雇用が難しい状況にあり、指導員の待遇改善のため、国庫補助基準額の見直しが必要。〕
 - 〔※対象児童の拡大に伴い、新たな開設場所の確保及び施設整備が必要となるが、短期間に対応していくためには、国庫補助制度の拡充が必要。〕

<不妊治療費助成の拡充等>

- 子どもを望む人が経済的な理由から治療を諦めることのないよう、不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用を拡大すること。
- 多額の経費がかかる特定不妊治療に対する助成について、医療機関への直接払い（代理受領方式）の導入等により、患者の経済的な窓口負担を軽減し、治療を受けやすい助成制度にすること。
 - 〔※不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。一般不妊治療のうち人工授精については、保険診療の適用外となっており、1回あたりの自己負担額は高額とはいえないものの治療全体に係る経済的負担は大きい。〕
 - 〔※現在の助成金の受け取り方法は、一旦高額な治療費を支払った後、助成金の申請を行い、受け取る方式であるため、負担の少ない方法を検討してほしいとの要望が強い。〕

<地方財源の確保>

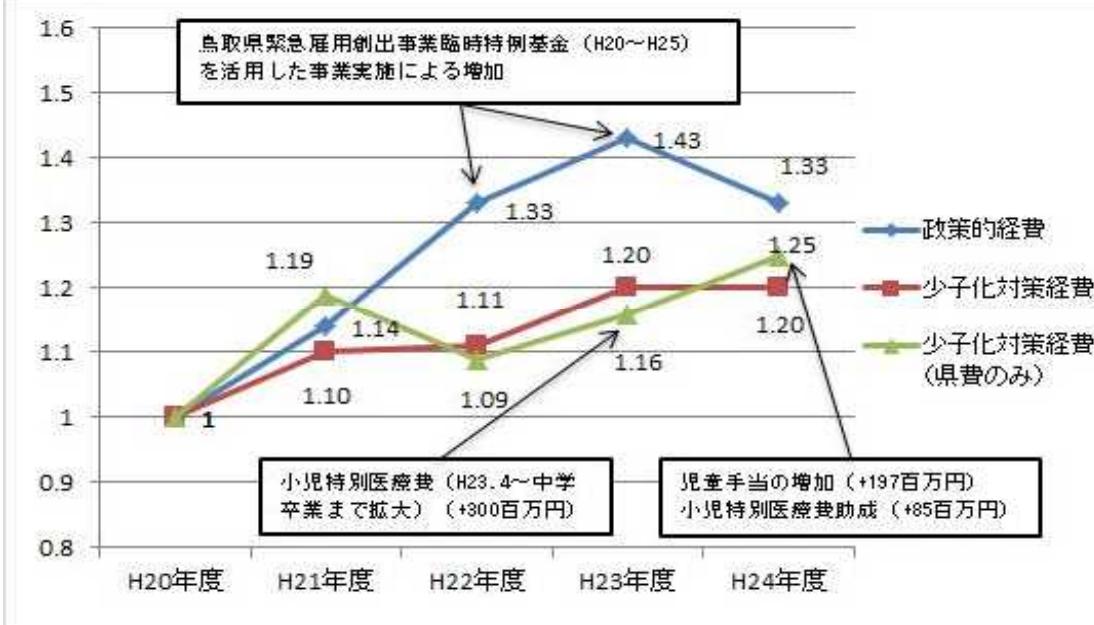
○鳥取県の少子化対策経費の推移

政策的経費（自由に使える経費）と少子化対策経費

(単位：百万円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
政策的経費	19,833	22,689	26,321	28,367	26,460
少子化対策経費	4,801	5,305	5,321	5,766	5,745
うち県費	4,029	4,777	4,379	4,658	5,024

少子化対策経費の伸び率の経年変化（平成20年を1とした場合）



○鳥取県安心こども基金施行状況（平成21～25年度）

(単位：千円)

	基金積立額 (A)	基金執行（見込）額			基金残額 (A) - (B)
		基金執行額	H25執行見込額	計(B)	
厚生労働省	3,421,995	2,053,257	1,219,097	3,272,354	149,641
文部科学省	290,723	90,723	60,142	150,865	139,858
合計	3,712,718	2,143,980	1,279,239	3,423,219	289,499

<保育士の処遇改善等>

○平成24年賃金構造基本統計調査結果（厚生労働省）<抜粋>

※全職種平均に比べ、保育士の給与は低い

(全国平均)

職業	年齢	勤続年数	きまつて支給する現金給与額	
			基金執行額	H25執行見込額
保育士	35.0歳	7.8年	21万4千円	20万8千円
幼稚園教諭	31.6歳	7.4年	22万5千円	22万3千円
全職種平均	41.7歳	11.8年	32万6千円	29万8千円
(鳥取県内)				
保育士(男性)	26.5歳	5.5年	16万2千円	16万円
保育士(女性)	36.7歳	5.6年	18万8千円	18万5千円

※きまつて支給する現金給与額：事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額をいう。

※所定内給与額：きまつて支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

※上記給与額に年間賞与の額は含まれない。

○保育所保育士配置基準

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1
県独自加配		4.5:1 (H14～)		15:1 (H25～)	

※加配は、雇用形態に即して正職員・非正規職員単価を選択可能

＜放課後児童クラブの充実支援＞

○放課後児童クラブ指導員の給与（鳥取県内）

放課後児童指導員の平均時給（聞き取りを行った6市町の平均）
 ※放課後児童指導員の給与は全国平均の中でも低水準にある
 保育士の平均給与よりも低い

常勤職員	臨時職員	パート職員
1,039円	905円	—
【参考】県内の保育士の平均時給（公立+私立）		
正職員	臨時職員	パート職員
1,341円	925円	867円

《参考》平成24年賃金構造基本統計
 調査結果（厚生労働省）
 臨時労働者の平均時給（全国平均）

職業	時給
保育士	981円
幼稚園教諭	1,013円
栄養士	1,274円
福祉施設介護員	1,001円
全職種平均	1,623円

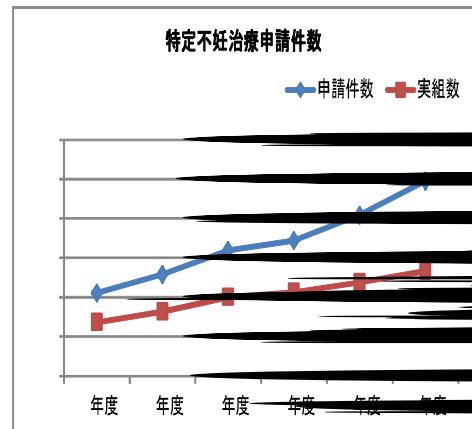
＜不妊治療費助成の拡充等＞

○主な不妊治療法とその費用

方法	一般不妊治療		高度生殖補助医療（ART）		
	タイミング指導	排卵誘発	人工受精	体外受精・胚移植	顕微授精
治療概要	基礎体温を基に妊娠時期を指導する	排卵誘発剤を投与し排卵を誘発する	人工的に精子を子宮内に注入する	体外で受精を行い、受精卵を子宮に戻す	顕微鏡下で受精を行い、受精卵を子宮内に戻す
保険適用	あり	あり	なし	なし	なし
備考			自己負担額（1回当たり） 6千円～2万円	自己負担額（1回当たり） 15～65万円	自己負担額（1回当たり） 20～85万円

単県助成 特定不妊治療（国の助成対象）

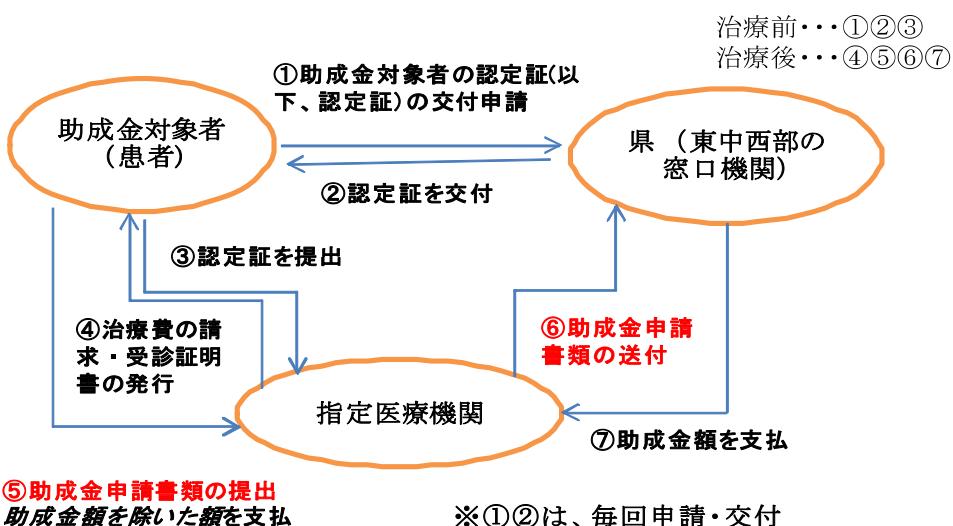
国への保険適用の拡大要望



○治療費支払方法案（代理受領）

※患者の窓口での負担が大きく、負担軽減を望む声があり、厚生労働省母子保健課に窓口負担軽減策の提案を行っているが、回答待ちの状況である。

【助成金支払方法(案)】



【現行】 償還払い（窓口で治療費を全額支払った後助成金申請を行い、受け取る方法）

⇒（課題）一旦高額の治療費を支払わないと助成金が受け取れず、窓口費用負担が大きい。

【改正案】代理受領（窓口で治療費から助成金額を差し引いた額を支払い、医療機関へは県から助成金を直接支払う方法）

⇒（課題）国は代理受領を想定していないので、実施要綱の読み替え等が必要。

24 児童自立支援施設及び自立援助ホームの体制の強化について

《提案・要望の内容》

○児童自立支援施設において、中卒後の年長児等対応が難しい児童への支援を十分に行うことができるよう、職員配置基準を「社会的養護の課題と将来像への取組」に示されている目標水準3：1となるよう早急に見直すこと。

〔※児童自立支援施設の職員配置基準は、平成24年度に5：1から4.5：1に改善されたところであるが、中卒後の年長児や非行児童のほか、発達障がい、行為障がい等の対応が難しい児童への支援が必要となっており、早急に改善が必要である。本県ではすでに3：1の体制としているが、県費での負担が生じている。〕

○児童自立支援施設における就労支援の充実を図るため、施設の設備及び運営に関する基準において、就労場所の開拓や実習先との調整等を行う専任職員の配置を明確に位置づけること。

〔※非行やぐ犯行為を繰り返す中卒児童の支援については、本来、児童自立支援施設で実施すべきであるが、体制が整っておらず、全国的にも中卒児童の受入は少ないので現状である。このような中卒児童には、高校進学ではなく、就職を希望する児童もいることから就労支援体制の整備が必要である。〕

○自立援助ホームにおけるきめ細かな生活・就労支援を行うため、実態に即した人員体制の拡充を図ること。

〔※自立援助ホームは、本来、就労し自立する意思のある児童が利用する施設であるが、家庭での養育が困難で、中学校卒業後進学や就職することなく、非行やぐ犯行為等を繰り返す児童や、なかなか就労に結びつかなかったり、就労が長続きしない児童が多数利用決定されている。〕

〔※これらの児童にもきめ細かな就労・生活支援を行う必要があるが、現在の職員配置基準では十分な指導に至らず、結果として未就労のままであったり、不適切な交友関係を持ち続け、犯罪に係わる児童も発生している。〕

<参考>

1 児童自立支援施設について

(1) 児童自立支援専門員・児童生活支援員の配置基準 ※本県では3：1を実施中

S 5 5～H 2 3	H 2 4～	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準 (H40年代)
5：1	4.5：1	3：1

(2) 就労支援の現状及び課題

中卒児童に対する就労支援については、施設内での職業指導が基本であり、施設外での対応ができておらず、支援体制の充実が必要。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

第80条第5項 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

2 県内の自立援助ホーム（3施設）

施設名	鳥取フレンド	倉吉スマイル	ピアホーム
所在地	鳥取市西町	倉吉市関金町	米子市博労町
運営主体	社会福祉法人鳥取こども学園	社会福祉法人鳥取こども学園	NPO法人ピアホーム
事業開始年月日	平成8年4月1日	平成17年4月1日	平成15年4月1日
入所定員	9名	9名	7名
対象児童	男・女	男・女	女
職員配置	正職員3人 非常勤職員1人		

※いずれのホームも、指導員の配置基準（正職員（指導員）3人以上、非常勤職員（補助員）1人以上）を満たしているが、夜間は1名体制となり、適切な生活指導や相談体制がとれていない。

25 表層型メタンハイドレートの調査研究と洋上風力発電の調達価格等の設定について

《提案・要望の内容》

○日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについて、明治大学の松本教授らによる学術調査により鳥取県沖で板状あるいは塊状のメタンハイドレートが初めて採取されたことが発表された。今後、より詳細な賦存量を把握するため、調査範囲を拡大するとともに、実用化に向けた探査を実施すること。

○また、資源量探査の実施とともに、表層型についての採掘方法の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に探鉱の事業化を実現すること。

〔※本年7月～8月、明治大学研究・知財戦略機構・ガスハイドレート研究所が日本海の隱岐東方(隱岐トラフ)及び秋田一山形沖(最上トラフ)において海洋調査を実施。鳥取沖と秋田一山形沖でメタンハイドレートを採取したことが9月20日に公表された。〕

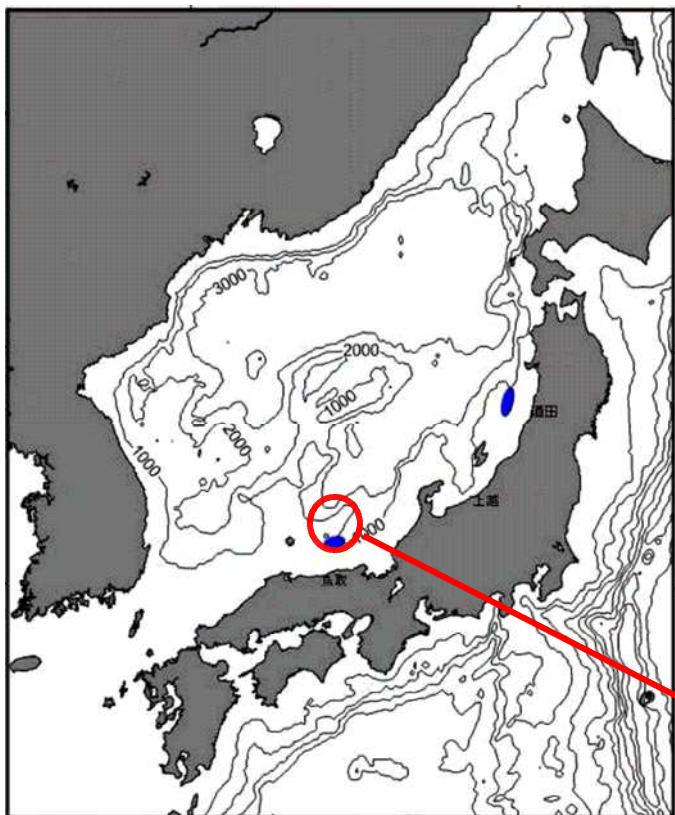
○洋上風力の調達価格の設定に係る研究会も開催されることになり、風力発電等の環境影響評価に活用できる基礎情報が収集され、条件整備が期待されることから、洋上風力発電の調達価格・調達期間を早期に設定し、様々なタイプの風力発電の開発・普及を図ること。

〔※環境省の風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の対象地区に採択されたことから、今後、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備が行われ、早期導入が期待できる。〕

〔※国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握をできるだけ早く行なって、実態に即した買取価格等の設定が必要。〕

<参考>

○鳥取県沖にて表層型メタンハイドレートが採取された海域 [H25.9.20公表]



[鳥取県沖で回収された結晶]
(回収中に大部分は溶解)



鳥取県沖約110km、水深約1,000m
の隱岐トラフの深海底から採取
に成功

[出典：明治大学研究・知財戦略機構・ガスハイドレート研究所ホームページから抜粋]

26 市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について

《提案・要望の内容》

- 一般廃棄物の適正処理に不可欠な焼却施設等の整備・改良は、自治体に大きな財政負担を伴うが、近年、循環型社会形成推進交付金が要望額を大幅に下回る事態が生じており、自治体によっては事業実施に支障を来すおそれがあることから、当該交付金について要望額に見合う予算額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH25年度内示額は要望額の6割程度の配分となった。

<主な交付金活用事業>

事業主体	事業内容	H25内示状況			H26要望 予定額
		要望額	内示額	不足額	
鳥取中部ふるさと広域連合	焼却施設の基幹的設備改良	242,381千円	156,211千円	△86,170千円	207,443千円

- また、焼却施設の設備改良に係る当該交付金の採択について、二酸化炭素の削減率によって補助率が優遇されているが、既に最新の省エネ設備を導入している焼却施設においては、設備改良による二酸化炭素の大幅な削減が困難なことから、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件の緩和を検討すること。

※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、補助率1/2が適用される採択要件は、二酸化炭素の削減率が20%以上となっている。(通常の補助率は1/3)

※米子市は、平成27年度から焼却施設の改良を計画しているが、既に最新の省エネ設備等を導入していることから、20%以上の二酸化炭素削減は困難となっている。

27 三徳山の大山隠岐国立公園への編入について

《提案・要望の内容》

○国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いでいくため、地理的且つ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園に確実に編入すること。

<参考>

- 本県中部に位置する三徳山は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂をはじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。
さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。
- 本県の大山隠岐国立公園への編入要望を受けて、環境省中国四国地方環境事務所から三徳山の特殊性・希少性について以下の高い評価をいただき、平成26年1月下旬の中央環境審議会諮問を目指して、実務作業を進めて頂いているところ。
■三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、極めて希少。
- については、生物多様性の屋台骨といわれる国立公園に確実に編入されるよう、特段の御高配をお願いする。



28 鳥取砂丘ビジターセンター(仮称)の整備について

《提案・要望の内容》

○ 山陰海岸国立公園及び山陰海岸世界ジオパークの豊かな自然資源等を活かした新たな利用・活動の拠点施設として、鳥取砂丘ビジターセンター(仮称)を整備すること。

<参考>

- 世界ジオパークにも認定されている「山陰海岸」は、今年、国立公園指定50周年の節目を迎え、山陰海岸の魅力と学術的価値が改めて注目されている。
また、山陰海岸国立公園鳥取地域は、鳥取砂丘や浦富海岸など当公園随一の観光拠点があり、豊かな自然資源等を活かした新たな利用・活動の中心となる拠点施設（ビジターセンター）の整備が求められている。
- 平成24年度の環境省と関係自治体が参画した山陰海岸国立公園鳥取地域の魅力向上に向けた勉強会及び報告会において、新たな拠点づくりについて合意に至り、その整備を推進するための整備基本構想を策定することとなった。
- ついては、平成25年度の基本構想検討会において、利用実態や利用ニーズを的確に捉え、地元関係者の意見・要望を十分に検討・議論して計画に反映し、山陰海岸国立公園及び山陰海岸世界ジオパークの拠点施設にふさわしい機能を備えたビジターセンターを整備して頂くよう、特段の御高配をお願いする。

《豊かな自然資源等を活かした環境学習やエコツーリズムの取り組み》



鳥取県東部地域の豊かな自然資源等を活かした、新たな利用・活動の中心となる拠点づくり (仮称)鳥取砂丘ビジターセンターの設置

鳥取県東部地域の魅力を伝えるコンテンツの研究・構築

多様・小口なニーズを受け止め、誘導していく起点

サービス提供を支える人材育成支援の拠点

山陰海岸をつなぐ広域的ネットワークの一拠点

29 ジオパーク活動の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。
- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設けるなど、一体的な推進体制を整えること。
- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援すること。

- ・ユネスコにおいて、ジオパーク活動を「支援プログラム」から「正式プログラム」とすることについての検討が進められていること。
- ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。
- ・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化。

<経過>

H16 (2004) ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立

H21 (2009) 「日本ジオパークネットワーク」設立

H22 (2010) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟

<日本国内のジオパーク> (H25年10月現在)

・世界ジオパーク 6 (山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸、隠岐)

・日本ジオパーク 26

・認定を目指す地域 15

合 計 47 地域 (34 都道府県)

- ・国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要

<参考>

(鳥取砂丘)

《山陰海岸ジオパーク》

○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）うらどめかいがん
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）



(浦富海岸)



30 農地中間管理事業の実効性の確保について

《提案・要望の内容》

○現在国において検討されている、農地中間管理事業について、実効性のある制度とするため、地域の実情や、受け皿となる組織の体制等について十分配慮すること。

【特に配慮していただきたい事項】

- ・農地中間管理事業に係る経費について、地方の財政状況を考慮し、都道府県の負担をできるだけ少なくすること。
- ・農地中間管理機構（以下、「機構」という。）の体制を強化するために県から職員を派遣する場合の人事費を補助対象とすること。
- ・機構の業務の委託先として想定されている市町村等の体制整備に要する経費を措置すること。
- ・本事業の運用にあたっては、都道府県等の関係機関と協議し意見を反映させ、都道府県等の裁量に委ねた弾力的な制度設計とすること。
- ・本事業の関連事業として位置づけられている農地の条件整備に係る事業について、機構が活用する場合の優遇措置を講じること。

※機構の運営費の負担については、当初は国が全額負担との説明であったが、国の規制改革会議等で都道府県等にも負担を求めるべきという意見を受け、国は都道府県等に負担を求める方針を固めている。本制度は国策として実施するものであり、都道府県の負担は最少限とすべき。

※農地の利用調整は、多大な労力とノウハウが必要な難易度の高い業務であり、本制度が円滑に実施されるには、機構の体制を強化する必要がある。本県では県職員派遣条例に基づく機構への県職員派遣を検討中であるが、その場合、実績給（勤勉手当、時間外手当、通勤手当、共済費等）は機構が負担する必要があり、機構の脆弱な財政状況では対応が困難である。

※機構が行う業務については、その一部を市町村等に委託できるとされているが、対象となる経費が明らかにされていない状況。業務量の増大に伴うマンパワー不足も懸念され、委託先の職員人件費にも充当できるような対応が必要である。

※一度機構が引き受けた農地の受け手が相当期間見つからない場合、出し手に農地を返すこととなるが、一度手放した農地を再び農家が管理するのは非常に難しく、現場の混乱を招く恐れがある。これを防ぐため、受け手の目処がある場合に限り農地を借り受けることとするなど、借受け、貸付けのルールは、都道府県の判断で行うこととしたい。

※本事業の関連事業の農地の条件整備事業について、概算要求の段階では、機構が介在することによる優遇措置（農家負担の軽減等）があったが、先般の国の耕地課長会議で、優遇措置が全くなくなったとの説明があった。